

様式第2号（第5条関係）

消防水利設置協議書（第3条第2号）

石岡市消防長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が石岡市消防水利施設設置指導要綱第3条第2号に該当する開発行為を行うに当たり、都市計画法第32条の規定に基づき、下記公共施設（消防水利施設）の設置について、下記のとおり協議します。

記

- 1 開発区域の所在地
- 2 開発区域の面積
- 3 開発区域の用途
- 4 協議事項
 - 消防水利施設の種別及び基数
 - 消防水利施設の容量又は口径
 - その他
- 5 消防長の意見

年 月 日

甲 石岡市消防長 印

乙 印